

3 障がい児・者福祉推進部門

平成 15 年に施行された「支援費制度」及び平成 18 年からは「障害者自立支援法」が施行され、障害者サービスの一元化や施設・事業体系の再編、更には平成 24 年の児童福祉法の改正と併せて、相談支援体制、障害児支援の充実、強化とともに、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行など難病等を含めた様々な障害者支援を実施してきました。

今後、更に障害のある方の自立支援、社会参加に向け障害の有無にかかわらず共生社会を進めるため、基本的な方向を以下のとおり示していきます。

(1) 児童発達支援センター事業

※児童発達支援センター

児童福祉法に規定する基本理念に基づき、障がいのある児童に通所による保育・療育をもって発達支援を提供し、独立自活に必要な知識機能の習得と、保育所等の訪問により適切かつ効果的な支援を提供し、障がいがない児童との集団生活への適応力を養うことを目的とした事業。

※福祉型児童発達支援センター事業所数

県内に当事業所を含め 2 ヶ所

現状と課題

児童発達支援センターの運営状況

- ・平成 26 年 10 月現在、34 人の幼児に、個別支援計画に則り、日常生活動作の獲得、コミュニケーションや認知、運動能力の向上をめざし発達支援を行っています。
- ・地域支援事業として、保育所等訪問支援や障がい児相談支援事業を実施しています。

児童発達支援の充実

- ・平成 24 年度の児童福祉法改正により利用対象児が一元化になったことから、個々の障がいの状況に応じた発達課題やニーズへの対応が必要になってきています。
- ・児童発達支援センターは発達支援の専門機関として、地域療育の拠点と位置付けられており、一層の職員の支援技術の向上が求められています。

地域支援事業の事業展開

- ・法改正により児童発達支援センターの機能として新たに付加された地域支援事業については、保育所等訪問支援事業を平成 25 年度に開始し、行政や訪問先の保育所等と連携しながら事業展開しています。今後、市民や保育所等への事業の周知啓発が課題となっています。
- ・平成 26 年度から障がい児相談支援事業を開始しました。法人内相談支援事業所や行政と連携しながら事業展開していますが、プラン作成数が年間 60 ケースを超えることから、相談支援専門員の増員が必要となっています。

- ・障がいについての理解や支援の仕方について、地域への情報発信の機会が必要となっています。

人材育成

- ・幼児期の特性や個々の障がい特性に配慮した発達支援が必要であることや災害時のリスクマネジメントの観点から、本事業は幼児4人に職員1人が基準となっていますが、当事業所の場合2倍の職員配置が必要です。
- ・地域支援事業の実施により、経験年数の多い職員が兼務となっていることから、ケースを担当する保育士等の育成が課題となっています。
- ・プラン作成数の増加に対応するため、保育士等の資格所持者で5年の実務経験のある職員について、計画的に相談支援専門員初任者研修受講を推進することが必要です。また、将来的に児童発達支援と地域支援の事業を中核で担う職員の育成が課題となっています。

地域療育の拠点

- ・障がい児支援に関する市の将来的ビジョン、花巻市の子育てに関する総合的な拠点センター移転後の児童発達支援センターの事業運営についての検討が必要です。
- ・多様な障がいへの対応が求められることから、言語訓練、理学療法、感覚統合等の専門的支援や相談を実施するためのスペース確保が課題です。

目 標

児童発達支援の充実

- ・適切な職員配置や活動スペースの確保などにより安全な環境を保証し、個々の発達課題に合わせた質の高い発達支援サービスの提供をめざします。

地域支援事業の事業展開

- ・保育所等訪問支援事業の実績を重ね、その事業効果について利用児や保育所等から評価を受け、平成27年度からの本格的な事業展開を図ります。
- ・児童発達支援の専門機関として、多様なニーズに対応できる障がい児相談支援事業を展開します。

人材育成

- ・勤務形態や職種に関わらず、全職員の専門性と支援技術の向上をめざします。
- ・多様な利用児のニーズに対応したプラン作成ができるよう相談支援専門員や社会福祉士の資格取得の推進を図ります。

地域療育の拠点

- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターでの事業実施により、地域療育の拠点としての児童発達支援センターの役割を果たします。

具 体 策

児童発達支援の充実

- ・利用児の個々の状況に応じた適切な発達支援を提供することができるよう、計画的な内部研修の実施と外部研修への参加促進により、職員の資質の向上を図ります。
- ・保護者の子育ての難しさに寄り添い、社会性の基礎となる親子の愛着関係の形成を支援するとともに、保護者のサービス利用と養育のバランスに配慮しながら個々のニーズに対応します。

地域支援事業の事業展開

- ・保育所等訪問支援事業における保育所等への専門的な助言や情報共有により、関係機関が連携して支援できる体制を構築し、利用児の保育所等での集団生活がスムーズになされるようになります。
- ・障がい児相談支援事業では、法人内相談支援事業所や行政との連携によりプラン作成数を把握するとともに、多様なニーズに対応できるよう福祉サービスや地域資源についての情報収集に努めます。
- ・イーハトーブまつりや研修会の開催等により、積極的に地域への情報発信に努めます。

人材育成

- ・雇用形態に関わらず、支援技術向上のための研修会参加を推進します。
- ・保育士等の資格所持者で5年の実務経験のある職員を計画的に研修に参加させ、相談支援専門員の資格取得の推進を図ります。また、社会福祉士等の資格取得を推進します。

地域療育の拠点

- ・行政や関係機関との協議により、市民に必要とされる児童発達支援センターのあり方を検討します。
- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターに移転し、各事業との連携に努め、一元的な支援の実現をめざします。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
児童発達支援センター機能強化				花巻市の子育てに関する総合的な拠点センター移転						
人材育成	→									

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
資格取得の推進										

(2) 放課後等デイサービス事業

※放課後等デイサービス事業

児童福祉法に規定する基本理念に基づき、学校教育法第1条に規定する学校に就学している障がいのある児童について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進などの便宜を供与することを目的とした事業

※花巻・北上地域の放課後等デイサービス事業所数

花巻市に3カ所、北上市に1カ所

現状と課題

放課後等デイサービスの運営状況

- 平成26年10月現在、31人の学齢児に、個別支援計画に則り、学校の放課後や休業日に個々の障がいの状況に応じ、必要な訓練や豊かな体験活動の場を提供しています。

定員超過

- 学校の長期休業中は定員10人に対して利用基準限度枠内の1日最大数15人に利用していただいておりますが、希望者数が増え、利用者の調整が必要な状況となっております。
- 近隣の他事業所も定員超過の状況で、年々増加することが予想される利用希望者への対応が課題となっております。養育センターからの就学児が毎年6人～10人あり、就学後の放課後等デイサービスの利用希望に対し、受け入れが難しい状況です。

活動スペース

- 小学1年生から中学2年生までの利用があり、多様な活動の設定が必要なことから、現在の活動スペースでは手狭になっております。学校の長期休業中は利用希望者がさらに増えるため、福祉センター研修室を借用して対応しております。
- 花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターに移転することで、活動スペースが現在より広く確保できますが、それまでの間の対応の検討が必要です。

目 標

定員超過への対応

- スペースや支援の質の維持から本事業の適正規模は10人定員と考えられるので、現状の定員を維持しての最大限の事業展開をします。児童の状況により適切な事業所への移行が可能な場

合、利用児や保護者と相談し移行支援を検討します。(4年生以上で障がいの程度が中軽度の場合)

- ・施設移転の時期を目途に、利用者や保護者のニーズ、他事業所の状況等を考慮しながら、必要性に応じて定員枠の拡大あるいは事業所の増設を検討します。

活動スペース

- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターでの事業実施によりスペースを確保し、放課後等デイサービス事業の充実を図ります。

具体策

定員超過への対応

- ・行政、他事業所との連携により、今後、数年間の利用者数の見込みと各事業所の定員等の情報を収集します。
- ・利用者や保護者のニーズを再確認し、移行支援、定員枠の拡大や事業所増設等の必要性について検討します。

活動スペース

- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターに移転し、関係事業所との連携に努め、児童の地域生活における総合的な支援の実現をめざします。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
定員超過への対応				花巻市の子育てに関する総合的な拠点センター移転						
活動スペース				花巻市の子育てに関する総合的な拠点センター移転						

(3) 多機能型事業所事業 (重症心身障がい児・者対象)

※多機能型事業所

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基本理念に基づき、通所により、日常生活における基本動作の指導、機能の維持回復訓練、集団生活への参加適応訓練等の発達支援、放課後等デイサービス、生活介護サービスを提供し、重症心身障がい児者の生活の質の向上を図るとともに、地域社会との交流促進などの便宜を供与することを目的

とした事業。
※花巻・北上地域の多機能型事業所数
当事業所のみ

現状と課題

多機能型事業の運営状況

- ・平成 26 年 10 月現在、3 人の幼児、6 人の学齢児、4 人の成人の方に、個別支援計画に則り、年齢に応じ発達支援、放課後等デイサービス、生活介護サービスを提供しています。重症心身障がい児者の日中活動の場として利用していただいています。

定員超過と活動スペース

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護サービスの 3 事業で、日々、5 人～7 人に利用していただいています。定員 5 人に対して利用基準限度枠内の 1 日最大数 7 人に利用していただくようにしていますが、希望者数が上回る日があり、利用者の調整が必要な状況です。
- ・現在の指導訓練室は、幼児が多く利用していた平成 14 年度から同じスペースであることから学齢児や生活介護の方の利用が多くなった現在は、車いすや座位保持装置を置くスペースが広く必要になり手狭となっています。
- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターに移転することで、スペースは現在より広く確保できる予定ですが、それまでの間の対応の検討が必要です。

生活介護サービスの将来ビジョン

- ・支援学校高等部卒業後の重症心身障がい者の利用可能な事業所が、花巻・北上地域には当事業所を含め 3 ヶ所であり、定員枠が 9 人と少ないことから、適切なサービス提供事業所への移行支援が困難な状況となっています。
- ・利用者本人の希望の確認が難しいこと、他に利用できる事業所が少ないことから、幼児期から同じ事業所で過ごす方がほとんどとなっています。
- ・加齢により骨粗しょう症による骨折のリスクが高くなる傾向があることから、複数の支援者での介助が必要です。

医療機関との連携

- ・利用者の体調急変に適切に対応するため、嘱託医に加え、小児、整形、精神、内科、外科等の総合的判断が仰げる総合病院との連携体制が必要です。

目 標

定員超過と活動スペース

- ・3 事業の利用者数のバランスを考慮しながら、放課後等デイサービスについては、個々の状況

により適切な事業所への移行が可能であれば移行支援を検討します(中学生以上の利用の場合)

- ・車いすや座位保持装置の置き場所を工夫し、利用者が安全に心地よく過ごせる環境を整えながら、最大限の事業展開をします。
- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターに移転し、各事業との連携に努め、一元的な支援の実現をめざします。

生活介護サービスの将来ビジョン

- ・契約数は現状を維持し、個々の障がいの状況や家族の希望等により、生活年齢に合ったサービス提供事業所への移行が可能な場合、移行支援を検討します。

医療機関との連携について

- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターでの事業実施により、医療機関との連携体制の下での事業展開の実現をめざします。

具 体 策

定員超過と活動スペース

- ・保健センターや県立療育センター等、関係医療機関との連携に努め、潜在する利用者へ事業アピールを行うとともに、適切なサービスが提供できる環境を検討します。
- ・利用者や家族の希望に基づき、他の放課後等デイサービス事業所との連携により、適切な移行支援を検討します。
- ・車いすや座位保持装置の置き場所を工夫し、可能な限りスペースの確保に努めます。

生活介護サービスの将来ビジョン

- ・利用者や保護者の将来的な希望を確認し、行政や関係機関から重症心身障がい者が利用できる事業所等の情報を収集するとともに、相談支援事業所と連携し適切なサービス利用ができるよう支援します。

医療機関との連携

- ・花巻市の子育てに関する総合的な拠点センターでの事業開始に向けた協議と併せて、行政に医療機関との連携体制について要望します。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
定員超過への対応				花巻市の子育てに関する総合的な拠点センター移転						

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
生活介護サービスの将来ビジョンについて										→
医療機関との連携について										→

(4) 障害者（児）相談支援事業

※障害者（児）相談支援事業

障がい者等の各般の問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

なお、この事業は、花巻市から委託を受け実施しています。

現状と課題

相談支援事業の充実について

- ・市内に相談支援事業所は4ヵ所設置されていますが、当事業所は、主に精神障がいのある方の相談や支援を行っています。
- ・平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）等関係法令の改正により、福祉サービスを利用する障がい者等は「サービス等利用計画」のもとでサービスを利用していくこととなり、その利用計画（案）の作成を他の相談支援事業所と一緒に作成業務を行っています。
- ・相談にあたっては、精神障がいの知識や支援技術を持った精神保健福祉士などが相談に応じていますが、障がいの特性から傾聴等に長い時間を要している状況にあります。
- ・来所、訪問、電話等の相談や支援は、障がい者のニーズに応じ、平成25年度6,630件対応しており、その件数は増加傾向にあります。
- ・各種の福祉制度や福祉サービスを受けたいなどの相談や個々の障がいに応じた支援が求められています。
- ・障がいのある人に対する接し方など、正しい知識や理解がまだまだ不足しています。

地域生活への移行及び定着について

- ・病院からの退院や施設からの退所にあたり、地域生活への移行や定着に向けた支援が求められています。
- ・精神障がい者等に対する地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援を推進するために、医療、福祉、行政、地域等の関係者による連携が必要となっています。

目 標

相談支援事業の充実について

- ・相談体制を充実させ、適切な相談、支援の取り組みを行い、安心して暮らせる地域をめざします。
- ・障がいのある人もない人も共に学び共に生きるための普及啓発を行い、障がいを理由とした差別のない地域をめざします。
- ・関係機関の連携による地域自立支援協議会(※1)の運営の強化を図り、障がい者施策を効果的に推進します。

地域生活への移行及び定着について

- ・病院からの退院や施設からの退所にあたっては、病院や施設の関係者と情報共有を密にし、地域生活への移行及び定着を推進します。
- ・地域生活への移行や定着にあたり、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

具 体 策

相談支援事業の充実について

- ・研修等による職員の資質向上を図り、円滑な相談・支援の充実を図ります。
- ・相談体制を充実させるため、優秀な人材確保に努めます。
- ・一般的な相談支援やサービス等利用計画の支援、交流等による社会参加の促進を図ります。
- ・障がいについての正しい知識の普及啓発を図るため、講演会や研修会を開催します。
- ・ピアカウンセリング(※2)による当事者活動の支援を行います。
- ・地域自立支援協議会の組織は、支援の方向性や会の運営を総括する「自立支援協議会(親会)」と各部会の進捗状況や親会への協議を行う「運営会議」、困難事例へのあり方等協議する4つの「専門部会」(相談、本人活動、就労、情報の4部会)、さらには専門部会に各ワーキンググループを設け、具体的な支援方法等について連携を図ります。

地域生活への移行及び定着について

- ・地域移行及び地域定着支援の推進にあたり、病院、施設の関係者のほか地域の民生委員児童委員等と情報共有を図るほか、障がいへの理解や知識についての普及啓発を行います。

※1 地域自立支援協議会

花巻市地域自立支援協議会は、関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的に花巻市が設置したものです。

その事務局の運営を花巻市社会福祉協議会が市から委託を受け、困難事例への対応方法や関

係機関によるネットワーク構築等に関し調整等を行っています。

※2 ピアカウンセリング

障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
相談支援事業 の充実										
地域生活への 移行・定着										

(5) 障害者地域活動支援センター事業

※障害者地域活動支援センター事業（I型）

地域で生活する障がい者の「相談・支援」及び「地域交流活動・創作活動」等を通し、障がい者が自立した日常生活及び社会生活が営めるよう、障がい者個々の人格と個性を尊重しながら支援する事業です。

なお、この事業は、花巻市からの補助を受け実施しています。

現状と課題

自立した日常生活及び社会生活への支援について

- ・センター利用者の状況をみると、開設当初の平成14年度は精神障がい者を対象として受け入れを行っていました。平成26年7月現在も精神障がい者の利用が多く9割強を占めています。また、30～50歳代が7割を占め、ほとんどの方が市内の病院へ通院している状況にあります。
- ・平成26年度に入ってから傾向として、知的障がいや発達障がいの方など障がいに応じた見守りや配慮が必要な方々の利用が増えてきています。
- ・センターの利用状況は、平成25年度6,085人で横ばい傾向にあります。利用者からは絵手紙、俳句、調理実習等の創作活動やパソコン教室、一人暮らし学習会等継続的な実施の要望があります。

家族会への支援とボランティア育成について

- ・精神障がいを発生する時期は20代前後が多く、その障がいのある方を支えている家族の高齢

化が進んでいます。また、この家族の高齢化により家族会の会員数が減少してきています。

- ・精神保健ボランティアや行事等に参加した実習生、見学者等は増加傾向にあります。

センター配置の見直し及び移転について

- ・センターは開所当時、精神障がいのある方を対象としていたため、2階に設置し運営を行ってきていますが、障害者自立支援法の制定により、現在は身体・知的・精神の三障がいのある方を対象として運営をしてきており、利用者への配慮を考えると現施設の配置の見直しや移転を検討していく必要があります。

目 標

自立した日常生活及び社会生活への支援について

- ・創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を通し、障がいのある方の特性に応じ自立した日常生活や社会生活を営めるよう地域生活支援の促進を図ります。

家族会への支援とボランティア育成について

- ・精神障がい者の家族会を維持させ、支える環境を整えるための支援を行います。
- ・地域で支える力となるボランティア育成の取り組みをボランティア活動センターと一緒にやり行います。

センター配置の見直し及び移転について

- ・花巻市総合福祉センターの施設運営の今後のあり方等を踏まえ、配置の見直しや移転の方向性を明確にします。

具 体 策

自立した日常生活及び社会生活への支援について

- ・創作活動や生産活動の機会などの提供や憩いの場として、地域活動支援センター事業（I型）の取り組みを行います。
- ・各地域での交流行事や学習会などに利用者の参加を求め、社会との交流促進を図ります。
- ・講演会・研修会、家族教室の開催などにより、障がいに対する理解の促進を図る普及啓発を行います。
- ・研修等による職員の資質向上を図り、センター運営の充実を図ります。

家族会への支援とボランティア育成について

- ・精神障がい者家族会への支援として、家族相談会や研修会、交流会、広報紙発行などへ協力します。
- ・ボランティア養成講座の開催や各地区の移動相談などにより、ボランティアの育成を行います。

センター配置の見直し及び移転について

- ・養育センターの移転後の配置の見直し、移転を検討します。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
自立した日常生活・社会生活への支援										→	
家族会への支援とボランティア育成										→	
センター配置の見直し移転		検討		花巻市総合福祉センター内へ移転							→

(6) 障害者就労継続支援B型事業

※障害者就労継続支援B型事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基本理念に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業。

現状と課題

工賃向上計画の推進

- ・平成26年10月1日現在、25人(男18人、女7人)が利用しています。平均年齢42.3歳(男44.7歳、女35.8歳)で、19人が精神障害者手帳を保持しています。
- ・平成24年度に策定した工賃向上計画の実践を行っていますが、平成25年度の工賃は、県内事業所の平均時給199円を上回る時給246円を支給しています。
- ・震災による作業訓練受注量が減少しています。
- ・利用者の高齢化に伴う作業量の低下が見受けられます。
- ・工賃向上計画を推進するための工賃原資の確保が求められており、併せて利用者の作業のスキルアップが求められています。

- ・自主生産品の販路拡大が必要となってきました。
- ・利用者の高齢化に伴う他制度との連携が求められています。

一般就労の支援

- ・過去5年間で6人が小売業、サービス業などへ一般就労となっています。
- ・就労に必要な知識及び能力の向上が求められています。

目 標

工賃向上計画の推進

- ・工賃収入の多角化を推進し、最低賃金の1/3以上の工賃をめざします。
- ・利用者にきめ細やかな個別支援計画を策定し、スキルアップをめざします。
- ・自主生産品の、花巻市近隣市町への販路拡大を推進します。
- ・高齢の利用者に対し、必要に応じて他部門との連携を推進します。

一般就労の支援

- ・利用者の意向などを尊重しながら、毎年1人を目標に推進します。

具 体 策

工賃向上計画の推進

- ・発注者の信頼を得る作業実績をつくり、安定した収入の確保を図ります。
- ・利用者の個別支援計画に基づく支援の推進によるスキルアップを図ります。
- ・軒花、梅漬け及びウエスなどの自主生産品の、花巻市近隣市町への販路拡大を推進します。
- ・高齢利用者の意向などを尊重しながら、他部門との連携を推進します。

一般就労の支援

- ・作業訓練の中で、一般就労に必要なスキルの理解及び実践を支援します。
- ・就労に必要な知識を得るため、就労学習会への参加を促します。
- ・利用者の意向を尊重しながら、施設外支援の取り組みを推進します。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
工賃向上計画の推進	(最低賃金の1/3以上を目標とする)									

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
自主生産品の 販路拡大										
一般就労の支 援(毎年1人)										